

## 押印廃止の判断基準について

申請・届出等に伴う町民の負担の軽減等を図るため、町民や事業者から町に提出される申請書等各種書類（以下「申請書等」という。）の押印義務付け廃止を行うにあたり、判断基準は次のとおりとする。

### 押印判断基準

次に記載するもの以外については、原則押印の義務付けを廃止するものとする。

なお、次に記載するものについても、あらためてその必要性を確認する必要がある。

#### ①地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書

- ・契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
- ・契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。

#### ②競争入札参加者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの

#### ③上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの

- ・国や県に限らず本町以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
- ・国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- ・国又は県の法令・条例・通知等には押印の義務付けの規定はないが、国又は県が押印欄のある様式を定めている場合を含む。

#### ④第三者へ提出し手続きを行う上で、押印が求められているもの

（例：官公庁へ照会を行う際の同意書）

#### ⑤その他、実印、登録印又は銀行印の押印を求めているもの

#### ⑥法人から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの

※支出の一件書類など。

※届出や報告など、支出をとみなわない申請書等である場合は、①～⑤に該当しなければ押印義務付けを廃止する。

署名判断基準 なお、押印は廃止するが、原則署名が必要なものについては、次のとおりとする。

#### ①国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの

- ・署名又は記名押印の選択制としているものを含む。

#### ②本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの

- ・許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるものを含む。

#### ③診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

※署名…自己の氏名を手書き（自署）すること。

記名…自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと。

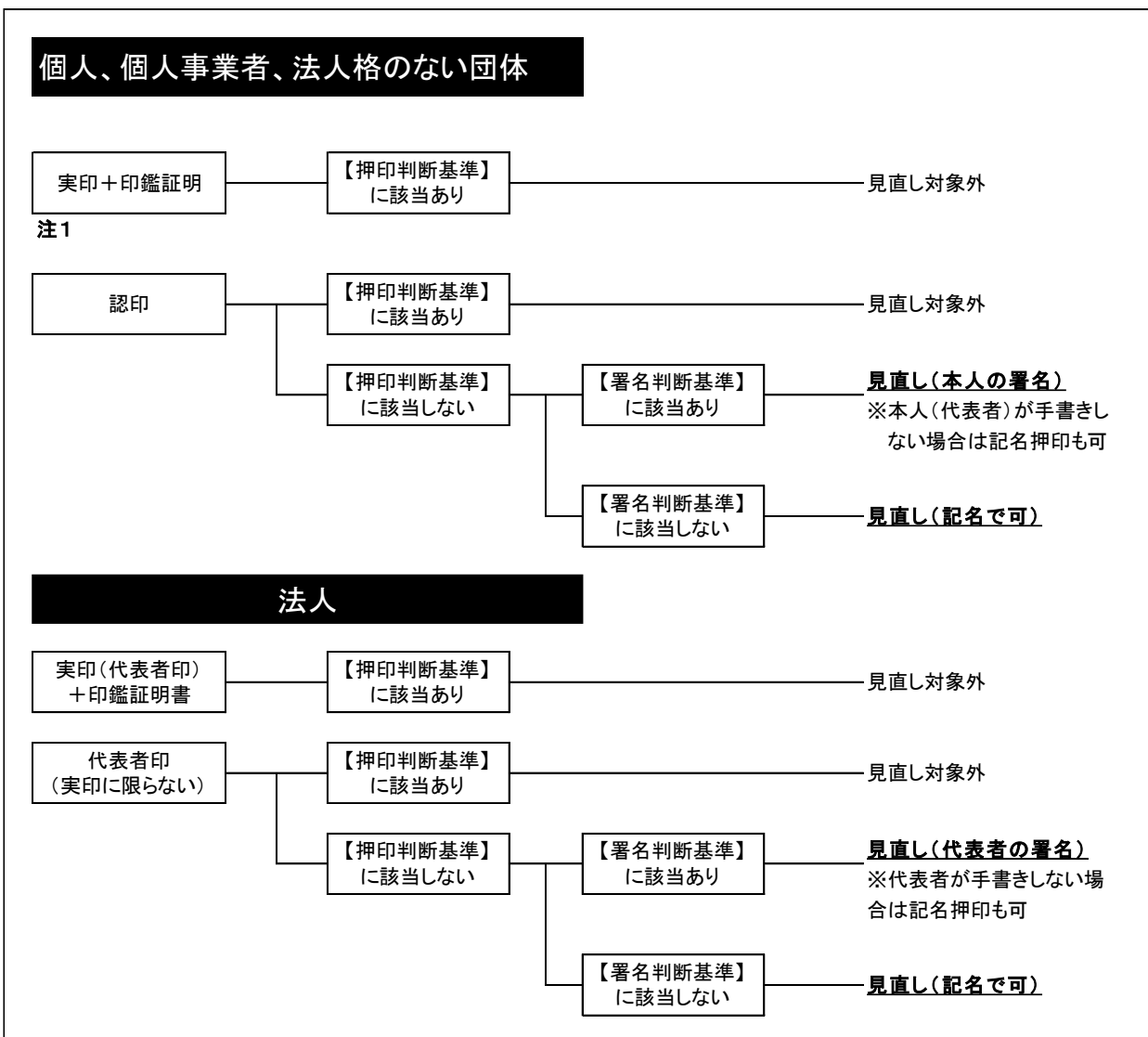
※本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とする。

※署名された申請書等を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

## (参考1) 押印義務付け廃止の判断フロー

### <考え方>

- 1 本町の規則・要綱・要領等（以下、規定等という。）により押印を義務付けている場合は、基本的にすべて、規定等を改正することにより押印義務付けを廃止します。
- 2 ただし、押印判断基準②に該当する場合や、本町の規定等で実印及び印鑑証明書を定めている場合（押印判断基準⑤に該当する場合）は見直し不要です。
- 3 また、本町の規定等により押印を義務付けている場合であっても、法人から提出される申請書等で、支出の根拠となる申請書等である場合（押印判断基準⑥に該当する場合）は、見直し不要です。
- 4 押印の規定が本町で定めるものではないため、本町では押印義務付けの廃止ができないもの（押印判断基準①③④に該当するもの）の場合は、見直し不要です。



注1 実印のみを求めている申請書等である場合、印鑑証明書との照合をしないため、印影が実印であるか確認ができず、実印を押印させる必要性が不足していると考えられます。この場合は、町民等の行政手続きにおける負担軽減という観点を加味したうえで、印鑑証明書も求める必要があるか、押印義務付けを廃止することができるかを検討してください。

## (参考2) 押印義務付け廃止に伴う氏名欄の記載例

申請書等様式については、以下の記載例を参考に、申請対象者や様式のレイアウトなど個々の申請書等の状況に合わせた見直しを行ってください。

### ■署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

- ・印マークを記載しない代わりに、押印が必要な場合について、記載された注意書きを強調するため、(※) 印を氏名（名称）記入欄の右端に記載します。
- ・注意書きは、できる限り氏名欄の近くに記載します。
- ・訂正する場合は、訂正箇所を二重線等で消し、付近に訂正署名を記入してもらいます。

《例1》個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象としている申請書の場合で、法人が申請する場合でも、署名で可とする場合

氏名又は名称 及び代表者名	(※)
	(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

《例2》個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象としている申請書の場合で、法人が申請する場合は記名押印を要する場合

氏名又は名称 及び代表者名	(※)
	(※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

《例3》申請者を個人、個人事業者、法人格のない団体に限定している場合

氏名	(※)
	(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

### ■記名で可である場合（代筆や印刷されたものなどの記名で良いもの）

《例4》

氏名	
----	--